

ロシア連邦によるウクライナへの侵攻について抗議
し、即時の撤兵を求める会長談話

2022年2月24日、ロシア連邦の軍隊がウクライナに対し武力行使を行い、同国内に侵攻した。

報道によれば、多数のウクライナの民間人や兵が死傷しているとのことである。国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の発表によれば、同日までにウクライナから国外に脱出した難民は36万8000人にもなっている。ウクライナの人々の生命が危機に瀕し、その基本的人権が重大な危険にさらされていることは明らかである。

今般のロシア軍による武力行使が国際連合憲章によって認められる自衛権の行使にあたらぬことは明白である。ロシアは国際連合憲章及び国際法への重大な違反を犯しているというほかない。

いうまでもなく戦争は基本的人権の究極的な侵害である。

核兵器の保有国でもあるロシアが、このような違法な武力行使を行ったことは、ウクライナの人々の基本的人権を侵害するものであるのみならず、日本を含む世界の市民の基本的人権に影響する問題である。

日本国憲法は前文で、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。」と明記している。

このような観点から、当会は、ロシア政府に対し、ウクライナへの武力行使について断固抗議する。さらに、ウクライナの人々のみならず多くのロシア兵も死亡していることを想起し、即時の武力行使の停止及び撤兵を強く求めるものである。併せて、日本政府に対しては、この問題の解決に向けた最大限の外交的努力を引き続き行うよう求めるものである。

2022年（令和4年）2月28日

千葉県弁護士会

会 長 三 浦 亜 紀